８川監公第８号

令和８年１０月２９日

監査の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１４項の規定により、令和８年３月１８日付け８川監公第３号で公表した監査の結果の報告に基づき、川崎市長及び川崎市教育委員会教育長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員　川　鍋　雅　裕

同　　川　上　善　行

同　　雨　笠　裕　治

同　　浜　田　昌　利

８川総コ第１２３号

令和８年９月３０日

川崎市監査委員　川　鍋　雅　裕　様

同　　川　上　善　行　様

同　　雨　笠　裕　治　様

同　　浜　田　昌　利　様

川崎市長　　福田　紀彦

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１４項の規定により、令和８年３月１８日付け８川監報第２号で報告の提出がありました令和７年度第２回定期（財務）監査・行政監査及び定期（工事）監査の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

1　令和７年度第２回定期（財務）監査・行政監査の結果に対する措置状況

（１）定期（財務）監査

ア　納付金の請求を適正に行うべきもの

［指摘の要旨］

計量法（平成４年法律第５１号）第１６条第１項第３号によると、検定証印等の有効期間を経過した特定計量器は、取引における計量に使用してはならないとされている。

収入事務についてみたところ、検定証印等の有効期間を経過した特定計量器を使用して、納付金を請求していた事例があった。

法律に基づき、納付金の請求を適正に行われたい。

［措置内容］

指摘事項については、特定計量器を更新する工事を完了するとともに、職員に特定計量器の有効期間の管理について周知徹底しました。

今後は、適正な収入事務に努めます。

（健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課）

イ　戻入未済に係る調定手続を適正に行うべきもの

［指摘の要旨］

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１５９条によると、歳出の誤払い又は過渡しとなった金額を返納させるときは、収入の手続の例により、これを当該支出した経費に戻入しなければならないとされている。また、第１６０条によると、前条の規定による戻入金で出納閉鎖後に係るものは、これを現年度の歳入としなければならないとされている。

出納閉鎖後の戻入未済についてみたところ、現年度の歳入として調定をしていなかった事例があった。

法令に基づき、戻入未済に係る調定手続を適正に行われたい。

［措置内容］

指摘事項については、戻入未済に係る調定手続を行うとともに、所属内会議にて周知徹底しました。

今後は、適正な債権管理事務に努めます。

（健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課）

ウ　徴収手続を適正に行うべきもの

［指摘の要旨］

川崎市財産規則（昭和３９年川崎市規則第３３号）第２５条第１項第２号によると、行政財産の使用許可に係る使用料について、使用許可の期間が１年を超える場合にあっては、使用許可の期間の開始日又は年度の開始日から起算して３０日以内にその会計年度の全額を納付させなければならないとされている。また、第３７条によると、第２５条の規定は、普通財産を貸し付ける場合に準用するとされている。

使用料及び貸付料の徴収手続についてみたところ、徴収手続が遅れたことにより、規則に定める期限内に納付させていなかった事例があった。

規則に基づき、徴収手続を適正に行われたい。

［措置内容］

指摘事項については、再発防止を図るため、職員に周知徹底しました。

今後は、適正な徴収事務に努めます。

（健康福祉局総務部施設課、障害保健福祉部障害者施設指導課、保健医療政策部保健医療政策課）

エ　督促手続を適正に行うべきもの

［指摘の要旨］

川崎市債権管理条例（平成２５年川崎市条例第４２号）第５条による

と、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、督促状により期限を指定して督促しなければならないとされている。

滞納債権についてみたところ、督促状を発していなかった事例があった。

条例に基づき、督促手続を適正に行われたい。

［措置内容］

指摘事項については、納付が滞っている債権について督促状を発送しました。

今後は、適正な債権管理事務に努めます。

（健康福祉局医療保険部医療保険課、同国民年金・福祉医療課）

オ　予算執行伺の手続を適正に行うべきもの

［指摘の要旨］

川崎市予算及び決算規則（平成７年川崎市規則第１０号）第２３条第１項によると、歳出予算を執行するときは、あらかじめ予算執行伺を作成し、決裁を受けなければならないとされている。

支出事務についてみたところ、予算執行伺の手続を行わないまま物品の納入や役務の提供等を受け、後日、日付を遡って処理していた事例があった。

規則に基づき、予算執行伺の手続を適正に行われたい。

［措置内容］

指摘事項については、適正に予算執行手続を行うよう、職員に周知徹底しました。

今後は、適正な支出事務に努めます。

（健康福祉局総務部保健福祉システム課、長寿社会部高齢者事業推進課、障害保健福祉部障害計画課）

カ　物品購入に係る契約手続を適正に行うべきもの

［指摘の要旨］

川崎市事務分掌規則（昭和４７年川崎市規則第１９号）第３条及び川崎市事務決裁規程（昭和４１年川崎市訓令第８号）第５条第１項によると、物品の調達で定められた金額を超えるものについては原則として財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼しなければならないとされている。

物品購入に係る契約事務についてみたところ、一括して発注すべき物品について分割して起案し、財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼せずに契約していた事例があった。

規則等に基づき、物品購入に係る契約手続を適正に行われたい。

［措置内容］

指摘事項については、職員に対し、契約課に依頼すべき契約手続の範囲等について共有しました。

また、物品購入に際して、一体の契約として処理すべきものについては、分割せず適正な契約手続を行うことを周知徹底しました。

今後は、適正な契約事務に努めます。

（健康福祉局保健医療政策部健康増進課）

キ　補助金の算定を適正に行うべきもの

［指摘の要旨］

川崎市訪問介護等サービス提供体制確保支援事業補助金交付要綱（令和７年８月２２日付け７川健高事第７４１号）第３条第２項第１号によると、消費税及び地方消費税相当額は補助対象経費から除外するとされている。

当該補助金の算定についてみたところ、消費税及び地方消費税相当額

を補助対象経費に含めて算定を行っていた事例があった。

要綱に基づき、補助金の算定を適正に行われたい。

［措置内容］

指摘事項については、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額で補助金の額の再確定を行い、返還分が納付されたことを確認しました。

今後は、適正な支出事務に努めます。

（健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課）

ク　補助金の額の確定を適正に行うべきもの

［指摘の要旨］

川崎市補助金等の交付に関する規則（平成１３年川崎市規則第７号）第１２条によると、補助事業等の完了に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとするとされている。

また、川崎市障害者地域就労援助センター事業補助金交付要綱第３条によると、当該事業の補助対象は、本市会計期間（４月１日から翌年３月３１日まで）に行う別表に定める経費とされている。

概算払により交付されていた川崎市障害者地域就労援助センター事業補助金の実績報告についてみたところ、積算誤り及び補助対象期間外の経費が計上された実績報告額で、補助金の額を確定していた事例があった。

規則等に基づき、補助金の額の確定を適正に行われたい。

［措置内容］

指摘事項については、補助金交付事業者から再提出された収支決算書

によって補助金の額を確定し、返還金について納付されたことを確認しました。

今後は、適正な支出事務に努めます。

（健康福祉局障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課）

ケ　所得税の源泉徴収事務を適正に行うべきもの

［指摘の要旨］

所得税法（昭和４０年法律第３３号）第１８３条第１項によると、居住者に対し国内において第２８条第１項（給与所得）に規定する給与等（以下「給与等」という。）の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月１０日までに、これを国に納付しなければならないとされている。また、所得税基本通達（昭和４５年７月１日）によると、国又は地方公共団体の各種委員会の委員に対する謝金、手当等の報酬は、原則として、給与等とするとされている。

所得税の源泉徴収事務についてみたところ、委員報酬について給与等に該当するものの、所得税法第２０４条第１項に該当する報酬として源泉徴収を行っていた事例があった。

法律等に基づき、所得税の源泉徴収事務を適正に行われたい。

［措置内容］

指摘事項については、実施要綱について必要な改正を実施するとともに、対象の委員に連絡して所得税の精算について調整し、是正に必要な対応を行いました。また、職員に対し、所得税の源泉徴収の関係法令等について改めて周知徹底しました。

今後は、適正な支出事務に努めます。

（健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課、障害保健福祉部障害者施設

指導課）

コ　産業廃棄物の処理に係る手続を適正に行うべきもの

［指摘の要旨］

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和４６年政令第３００号）第６条の２第４号によると、委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、同号に掲げる事項についての条項が含まれ、かつ、環境省令で定める書面が添付されていることとされている。

産業廃棄物の運搬、処分等に係る委託契約についてみたところ、収集運搬業務委託において、契約書に、委託する産業廃棄物の数量など廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で定める条項が含まれていなかった事例があった。

法令に基づき、産業廃棄物の処理に係る手続を適正に行われたい。

［措置内容］

指摘事項については、令和６年度の収集運搬業務委託について問題なく執行されていることを確認するとともに、令和７年度以降の委託契約については、委託する産業廃棄物の予定数量などを示す書類を契約書に添付し、適切に契約事務を行っていることを確認しました。

また、再発防止を図るため、今回の指摘事項について職員に周知徹底しました。

今後は、適正な契約事務に努めます。

（健康福祉局保健医療政策部保健医療政策課）

サ　再委託に係る事務を適正に行うべきもの

［指摘の要旨］

川崎市委託契約約款によると、受注者は、業務の全部を一括して又は主要な部分を第三者に委託してはならないとされており、業務の一部（

主要な部分を除く）を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ再委託者の住所、商号、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者へ提出し、その承諾を受けなければならないとされている。再委託に係る契約違反は、事故発生リスクの増大を招くことから、再委託を行う場合は、必要事項を記載した書面をあらかじめ提出させ、その妥当性について十分に確認することが求められる。

委託業務についてみたところ、受注者があらかじめ市の承諾を受けずに業務の一部を再委託していた事例があった。

約款に基づき、再委託に係る事務を適正に行われたい。

［措置内容］

指摘事項については、令和７年度以降の委託契約において、適切に再委託に係る事務を行っていることを確認するとともに、今回の指摘事例について、職員に周知徹底しました。

今後は、適正な契約事務に努めます。

（健康福祉局保健医療政策部保健医療政策課）

シ　その他軽易な事項であるが改善を要するもの

（ア）調定金額の算定を正確に行うべきもの

ａ　算定の基礎となる走行距離の計算を誤っていたことにより、貸切自動車の運賃を過小に調定していた事例

［措置内容］

指摘事項については、関係書類及び算定根拠を再確認し、調定金額が不足していたものについて追加徴収を行い、納付されたことを確認しました。

また、再発防止を図るため、所属内において本件事例を共有し、調

定金額の算定に当たっては算定根拠の確認を徹底するとともに、複数職員によるチェック体制を強化するよう周知しました。

今後は、適正な収入事務に努めます。

（交通局自動車部運輸課）

b　算定の基礎となる配置時間の計算を誤っていたことにより、分担金の金額を過大に調定していた事例

［措置内容］

指摘事項については、関係書類及び算定根拠を再確認し、調定金額が過大となっていたものについて、相手方と協議の上、令和７年度分の調定金額を減額調整する対応としました。

また、再発防止を図るため、所属内において本件事例を共有し、調定金額の算定に当たっては算定根拠の確認を徹底するとともに、複数職員によるチェック体制を強化するよう周知しました。

今後は、適正な収入事務に努めます。

（交通局自動車部運輸課）

（イ）延滞金の算定を正確に行うべきもの

行政財産の使用料に係る延滞金について、端数処理が誤っていたことにより、正確に算定されていなかった事例

［措置内容］

指摘事項については、延滞金の不足額について債務者に納入通知書を送付し、納付されたことを確認しました。

また、令和８年度の担当者に対し、適切に事務引継を行いました。

今後は、適正な徴収事務に努めます。

（健康福祉局総務部庶務課）

（ウ）時間外勤務手当等の支給事務を適正に行うべきもの

ａ　時間外勤務手当等の基礎となる勤務時間数を誤っていた事例

［措置内容］

指摘事項については、適正な時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当を庶務課で改めて算出し、追加支給及び戻入を行うとともに、各営業所において、職員に対して時間外勤務命令簿への記入を正確に行うこと等を周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（交通局企画管理部庶務課、自動車部塩浜営業所、同鷲ヶ峰営業所）

ｂ　時間外勤務命令簿について、勤務時間等の未記入や誤記入があった事例

［措置内容］

指摘事項については、勤務時間の記入漏れや記入間違いが発生しないよう、職員に対して周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（交通局企画管理部庶務課、自動車部塩浜営業所、同鷲ヶ峰営業所）

ｃ　時間外勤務命令簿について、所属長の押印がなかった事例

［措置内容］

指摘事項については、決裁時に誤記入を見逃さないよう、決裁者への確認を徹底するよう周知しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（交通局自動車部鷲ヶ峰営業所）

（エ）適正な会計年度区分により支出を行うべきもの

電気料等について、支出すべき年度を誤っていた事例

［措置内容］

指摘事項については、法令に基づいた適正な会計年度区分による支

出が行われるよう、地方自治法施行令の確認等を行い、職員に周知徹底しました。

今後は、適正な支出事務に努めます。

（健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課）

（オ）領収書の確認を適正に行うべきもの

領収日付の入っていない領収書を徴していた事例

［措置内容］

指摘事項については、再発防止を図るため、今回の指摘事例について職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（交通局自動車部管理課、同鷲ヶ峰営業所）

（カ）支払期限内に支出すべきもの

対価の支払の時期を書面により明らかにしていない図書・雑誌代について、請求日から１５日以内の日に支払っていなかった事例

［措置内容］

指摘事項については、職員が日常的に確認する管理表に文言を追加し、職員へ共有するとともに、支払期限に係る関係法令等について周知徹底しました。

今後は、適正な支出事務に努めます。

（健康福祉局障害保健福祉部こころの相談所）

（キ）支出に関する証拠書類の取扱いを適正に行うべきもの

ａ　請求書等の日付を筆跡の消せるもので記載していた事例

［措置内容］

指摘事項については、職員に対し、請求書受領時の注意事項等について周知徹底しました。

今後は、適正な支出事務に努めます。

（健康福祉局生活保護・自立支援室、長寿社会部高齢者在宅サービス課、保健医療政策部保健医療政策課）

ｂ　請求書等の日付を修正テープで訂正していた事例

［措置内容］

指摘事項については、請求書等の受領時に確認を徹底するとともに、記入誤りがある場合には再提出を求めるよう、職員に対し、支出に関する証拠書類の適正な取扱いについて周知しました。

今後は、適正な支出事務に努めます。

（健康福祉局障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課）

（ク）補助金に係る実績報告の確認を適正に行うべきもの

補助金に係る実績報告において、発注実績報告書及び入札（見積り）が行えないことに係る理由書が提出されていなかった事例

［措置内容］

指摘事項については、令和７年度の発注実績報告書等が提出されたことを確認するとともに、補助金交付要綱の内容を確認し、職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課）

（ケ）入札事務を適正に行うべきもの

最低制限価格を設定すべき委託契約について、入札結果には影響がなかったものの、最低制限価格を設定せずに入札を行っていた事例

［措置内容］

指摘事項については、再発防止を図るため、手引の内容を確認し、職員に周知徹底しました。

今後は、適正な契約事務に努めます。

（健康福祉局総務部施設課）

（コ）収納事務委託契約に係る手続を適正に行うべきもの

収納事務を委託したときの告示をしていなかった事例

［措置内容］

指摘事項については、令和７年度の委託契約に係る告示を行うとともに、業務委託の内容を見直し、令和８年度においては収納事務に関しては委託しないこととしました。

今後は、適正な契約事務に努めます。

（健康福祉局障害保健福祉部こころの相談所）

（サ）特定調達契約に係る手続を適正に行うべきもの

一般競争入札により落札者を決定したときの公示をしていなかった事例

［措置内容］

指摘事項については、落札者の公示を行うとともに、再発防止を図るため、手引の内容を確認し、職員に周知徹底しました。

今後は、適正な契約事務に努めます。

（健康福祉局総務部施設課）

（シ）請書の確認を適正に行うべきもの

日付の入っていない請書を徴していた事例

［措置内容］

指摘事項については、日付の記載有無の確認を徹底するよう周知しました。

今後は、適正な契約事務に努めます。

（健康福祉局総合リハビリテーション推進センター南部地域支援室、看

護大学事務局総務学生課）

（ス）固定資産の管理を適正に行うべきもの

固定資産台帳の除却手続を行わずに廃棄していた事例

［措置内容］

指摘事項については、固定資産の除却手続を完了させるとともに、再発防止を図るため、職員に周知徹底しました。

今後は、適正な固定資産の管理に努めます。

（交通局自動車部管理課）

（セ）備品の管理を適正に行うべきもの

ａ　重要物品の増減について会計管理者に報告していなかった事例

［措置内容］

指摘事項については、不用の決定及び処分の決定を行い、会計管理者に報告しました。

今後は、適正な備品の管理に努めます。

（健康福祉局健康安全研究所、看護大学事務局総務学生課）

ｂ　不用の決定及び処分の決定を行わずに廃棄していた事例

［措置内容］

指摘事項については、不用の決定及び処分の決定を行うとともに、再発防止を図るため、職員に周知徹底しました。

今後は、適正な備品の管理に努めます。

（健康福祉局生活保護・自立支援室、長寿社会部高齢者事業推進課、同高齢者在宅サービス課、同介護保険課、障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課、交通局自動車部管理課、同塩浜営業所）

ｃ　保管換えの手続を行っていなかった事例

［措置内容］

指摘事項については、保管換え処理を行うとともに、再発防止のため、職員に周知徹底しました。

今後は、適正な備品の管理に努めます。

（健康福祉局総務部庶務課、長寿社会部高齢者事業推進課、保健医療政策部、交通局企画管理部経営企画課、自動車部運輸課）

（ソ）消耗品の管理を適正に行うべきもの

ａ　物品交付請求手続を行っていなかったこと等により、消耗品出納簿と実際の数量が一致していなかった事例

［措置内容］

指摘事項については、消耗品出納簿と実際の数量を一致させるとともに、再発防止を図るため、職員に周知徹底しました。

今後は、適正な消耗品の管理に努めます。

（健康福祉局地域包括ケア推進室、障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課、同こころの相談所、保健医療政策部、同感染症対策課、同動物愛護センター、医療保険部医療保険課）

ｂ　保管換えしたこととなっている切手等が執務室内金庫に残置されていた事例

［措置内容］

指摘事項については、保管換えを行うとともに、再発防止を図るため、職員に周知徹底しました。

今後は、適正な消耗品の管理に努めます。

（交通局自動車部塩浜営業所）

（タ）市営バスの乗継証の報告に係る事務を適正に行うべきもの

ａ　期日までに報告をしていなかった事例

［措置内容］

指摘事項については、再発防止を図るため、期日までの報告を徹底するよう、職員に周知しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（交通局自動車部管理課、同塩浜営業所、同鷲ヶ峰営業所）

ｂ　一部の期間の報告が不足していた事例

［措置内容］

指摘事項については、不足分の報告書を収受するとともに、再発防止を図るため、今回の指摘事例について職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（交通局自動車部管理課、同鷲ヶ峰営業所）

ｃ　報告書の記載事項が一部不足していた事例

［措置内容］

指摘事項については、再発防止を図るため、記載内容欄等の不備の確認を徹底するよう、職員に周知しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（交通局自動車部管理課、同塩浜営業所、同鷲ヶ峰営業所）

（２）行政監査

ア　情報管理に関する事務

（ア）契約書に個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項を添付すべきもの

［指摘の要旨］

川崎市情報セキュリティ基準（平成１４年９月２日付け１４川総シ企第１２３号）第１３版（以下「セキュリティ基準」という。）第２章９（１）イによると、個人情報を取り扱う業務を委託する場合には、「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」（以下「

特記事項」という。）を添付するとされている。

なお、特記事項を添付する「委託」とは、契約の形態・種類を問わず、本市が他の者に個人情報の取扱いを行わせることをいうとされている。

個人情報を取り扱う委託業務についてみたところ、契約書に特記事項が添付されていなかった事例があった。

セキュリティ基準第１２章４（１）に基づく自己点検を実施する際に、個々の委託業務においてセキュリティ基準を遵守していることを確認すること等により、個人情報を取り扱う委託業務に関する事務を適正に行われたい。

［措置内容］

指摘事項については、再発防止のため、職員に対して、個人情報を取り扱う業務を委託する際には、契約書へ特記事項を確実に添付するよう周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（健康福祉局地域包括ケア推進室、障害保健福祉部障害者施設指導課、同障害者社会参加・就労支援課、交通局企画管理部庶務課、自動車部管理課）

（イ）個人情報を取り扱う業務の再委託に係る事務を適正に行うべきもの

［指摘の要旨］

セキュリティ基準第２章９（１）イ又は１０（１）ウによると、個人情報を取り扱う委託業務又は指定管理業務について、委託事業者又は指定管理者等が再委託をしようとする場合は、事前に書面により市の許諾を得た場合に限り行えることとされている。

個人情報を取り扱う委託業務又は指定管理業務についてみたところ、事前に市の書面による許諾がなされていなかった事例があった。

セキュリティ基準第１２章４（１）に基づく自己点検を実施する際に、個々の委託業務又は指定管理業務においてセキュリティ基準を遵守していることを確認すること等により、再委託の書面による許諾を適正に行われたい。

［措置内容］

指摘事項については、委託事業者へ再委託承諾書を交付するとともに、再発防止を図るため、適正な事務手続を行うよう、職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（健康福祉局障害保健福祉部障害計画課、交通局企画管理部職員課）

（ウ）特定個人情報の取扱いに関する特記仕様書に基づく事務を適正に行うべきもの

［指摘の要旨］

セキュリティ基準第２章９（１）ウによると、特定個人情報を取り扱う業務を委託する場合には、契約書に特定個人情報の取扱いに関する特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）を添付することとされている。契約書に添付されていた特記仕様書によると、受注者は、特定個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者、並びに発注者の認める範囲において特定個人情報を取り扱う場所を定め、書面により発注者に報告しなければならないとされている。また、発注者は、委託業務に係る特定個人情報の取扱いについて、契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者に対して、監査又は検査を行うものとするとされている。

特定個人情報を取り扱う委託業務についてみたところ、次の事例があった。

特記仕様書に定められた書面による報告をさせ、監査又は検査を行い、その結果を書面で確認できるようにし、特定個人情報の安全管理を図られたい。

a　特定個人情報を取り扱う場所の書面による報告がされていなかった事例

［措置内容］

指摘事項については、受注者に対して「特定個人情報の取扱いに係る作業場所に関する届」を提出させるとともに、修正があった際は、変更届を提出させる運用を徹底することとしました。

今後は、適正な契約事務の執行に努めます。

（健康福祉局医療保険部医療保険課）

b　委託先に対して、監査又は検査を行ったことが書面で確認できなかった事例

［措置内容］

指摘事項については、受注者に対して監査を実施しました。

今後は、適正な契約事務の執行に努めます。

（健康福祉局医療保険部医療保険課）

（エ）機密保持等に関する事務を適正に行うべきもの

［指摘の要旨］

セキュリティ基準第２章９（１）オによると、委託業務で機密性区分Ⅰの情報を取り扱う場合は、委託事業者の責任者や作業者から機密保持等に関する誓約書（以下「誓約書」という。）を提出させるとされている。また、セキュリティ基準第２章９（１）ウによると、特定

個人情報を取り扱う業務を委託する場合には、特記仕様書を添付することとされており、契約書に添付されていた特記仕様書によると、作業責任者及び作業従事者から秘密保持に関する誓約書を提出させるとされている。

機密性区分Ⅰの情報を取り扱う委託業務についてみたところ、誓約書（特記仕様書を契約書に添付している特定個人情報を取り扱う委託業務については、特定個人情報の取扱いに関する秘密保持の誓約書を含む）を提出させていなかった事例があった。

セキュリティ基準第１２章４（１）に基づく自己点検を実施する際に、個々の委託業務においてセキュリティ基準を遵守していることを確認すること等により、機密保持等に関する事務を適正に行われたい。

［措置内容］

指摘事項については、再発防止のため、適正な事務手続を行うよう、職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（健康福祉局総務部保健福祉システム課、生活保護・自立支援室、地域包括ケア推進室、障害保健福祉部障害者施設指導課、同障害福祉課、保健医療政策部保健医療政策課、医療保険部医療保険課、看護大学事務局総務学生課、交通局企画管理部職員課）

（オ）情報の貸与に関する事務を適正に行うべきもの

［指摘の要旨］

セキュリティ基準第２章９（２）オによると、委託事業者に機密性区分Ⅰ又はⅡの情報を貸与する場合は、受渡票等の書類により行うとされている。

委託事業者に機密性区分Ⅰ又はⅡの情報を貸与する委託業務についてみたところ、受渡票等の書類が用いられていなかった事例があった。

受渡票等の書類を適正に用い、保管するとともに、セキュリティ基準第１２章４（１）に基づく自己点検を実施する際に、個々の委託業務においてセキュリティ基準を遵守していることを確認すること等により、情報の貸与に関する事務を適正に行われたい。

［措置内容］

指摘事項については、再発防止のため、適正な事務手続を行うよう、職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（健康福祉局生活保護・自立支援室、長寿社会部高齢者在宅サービス課、保健医療政策部予防接種担当、同生活衛生課、医療保険部医療保険課、同収納管理課）

（カ）情報の返却又は廃棄の確認に関する事務を適正に行うべきもの

［指摘の要旨］

セキュリティ基準第２章９（２）カによると、委託事業者が受託業務に関し、機密性区分Ⅰ又はⅡの情報を保有している場合は、委託業務の終了後速やかに市に返却又は廃棄させなければならず、また、複写及び複製をしていないことを確認し、確実に返却又は廃棄されたことを書面により確認するとされている。

委託事業者が受託業務に関し、保有している機密性区分Ⅰ又はⅡの情報の管理についてみたところ、委託業務の終了後に、確実に返却又は廃棄されたことを書面により確認していなかった事例があった。

セキュリティ基準第１２章４（１）に基づき、情報資産の管理について自己点検を実施する際に、個々の委託業務においてセキュリティ基準を遵守していることを確認すること等により、情報の返却又は廃棄の確認に関する事務を適正に行われたい。

［措置内容］

指摘事項については、再発防止のため、適正な事務手続を行うよう、職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（健康福祉局総務部企画課、生活保護・自立支援室、障害保健福祉部障害者施設指導課、保健医療政策部環境保健・アレルギー疾患対策課、同感染症対策課、同中央卸売市場食品衛生検査所、医療保険部医療保険課、同国民年金・福祉医療課、同収納管理課、総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課、交通局企画管理部庶務課）

（キ）ＵＳＢメモリの利用記録を適正に作成すべきもの

［指摘の要旨］

セキュリティ基準第４章４（１）サによると、機密性、完全性、可用性の区分に関わらず、ＵＳＢメモリを利用する場合は、利用記録を作成し、貸出返却を確実に行うとされている。

ＵＳＢメモリの利用記録の作成状況についてみたところ、利用記録が作成されていなかった事例があった。

ＵＳＢメモリは、紛失等の危険性が高いことから、セキュリティ基準に基づき、ＵＳＢメモリの利用記録の作成を徹底されたい。

［措置内容］

指摘事項については、ＵＳＢメモリの利用記録を作成するとともに、再発防止のため、適正な事務手続を行うよう、職員に周知徹底しま

した。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（健康福祉局総務部庶務課、長寿社会部高齢者事業推進課、障害保健福祉部障害者施設指導課、保健医療政策部環境保健・アレルギー疾患対策課、医療保険部医療保険課、同収納管理課、総合リハビリテーション推進センター北部地域支援室）

イ　庁用自動車等の管理に関する事務

（ア）運転前点呼において運転免許証の確認を行うべきもの

［指摘の要旨］

道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第７５条第１項によると、自動車の使用者（安全運転管理者等その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。）は、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、運転免許を受けている者以外の者が運転することを命じ、又は容認してはならないとされている。

また、川崎市庁用自動車管理規則（平成１５年川崎市規則第２０号）第７条第３項によると、安全運転管理員は、安全運転管理者の職務に準ずる職務を行うとされている。

庁用自動車の点呼における運転免許証の確認状況をみたところ、安全運転管理員が運転者に対し、運転前に運転免許証の確認（運転免許証の携帯の有無と有効期限の確認）を行っていなかった事例があった。

運転前点呼において運転免許証の確認を適正に行われたい。

［措置内容］

指摘事項については、点呼記録簿等を改正し、運転前点呼時に運転免許証の確認を行うこととするとともに、職員に対し、運転前に運転

免許証の確認をする必要がある旨周知徹底しました。

今後は、適正な庁用自動車の利用に努めます。

（健康福祉局総合リハビリテーション推進センター総務・判定課、同北部地域支援室、健康安全研究所）

（イ）運転後点呼におけるアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認を行うべきもの

［指摘の要旨］

道路交通法施行規則（昭和３５年総理府令第６０号）第９条の１０第６号によると、安全運転管理者の業務として、運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて確認を行うことが定められている。

また、川崎市庁用自動車管理規則第７条第３項によると、安全運転管理員は、安全運転管理者の職務に準ずる職務を行うとされている。

庁用自動車の点呼における酒気帯びの有無の確認状況をみたところ、安全運転管理員が運転後にアルコール検知器を使用して酒気帯びの有無を確認していなかった事例があった。

運転後点呼においてアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認を適正に行われたい。

［措置内容］

指摘事項については、点呼記録簿等を改正し、運転後点呼時にアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認を行うこととするとともに、職員に対し、運転後点呼時にアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認をする必要がある旨周知徹底しました。

今後は、適正な庁用自動車の利用に努めます。

（健康福祉局総務部庶務課、保健医療政策部動物愛護センター、総合リハビリテーション推進センター総務・判定課、同中部地域支援室、健康安全研究所）

（ウ）庁用自動車の使用の本拠の位置の変更を適正に行うべきもの

［指摘の要旨］

道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第６７条第１項によると、自動車の使用者は、自動車検査証記録事項について変更があったときは、その事由があった日から１５日以内に、当該変更について、国土交通大臣が行う自動車検査証の変更記録を受けなければならないとされている。

自動車検査証等をみたところ、庁用自動車の配置換えをしたにもかかわらず、自動車検査証記載事項のうち使用の本拠の位置について、法律で定められた期限までに変更記録を受けていなかった事例があった。

法律に基づき、庁用自動車の使用の本拠の位置の変更に関する事務を適正に行われたい。

［措置内容］

指摘事項については、庁用自動車の使用の本拠の位置の変更記録を受ける等するとともに、再発防止を図るため、職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課、交通局自動車部管理課）

（エ）庁用自動車の保管場所の位置の変更の届出を適正に行うべきもの

［指摘の要旨］

自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和３７年法律第１４５号）第７条第１項によると、自動車の保有者は、保管場所の位置を変更したときは、変更した日から１５日以内に、変更後の保管場所の位置を管轄する警察署長に、当該自動車の変更後の保管場所の位置等を届け出なければならないとされている。

庁用自動車の保管状況についてみたところ、庁用自動車の配置換えをしたにもかかわらず、保管場所の位置の変更の届出を法律で定められた期限までに行っていなかった事例があった。

法律に基づき、保管場所の位置の変更に関する事務を適正に行われたい。

［措置内容］

指摘事項については、自動車保管場所届出書を提出するとともに、再発防止を図るため、今回の指摘事例について、職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（健康福祉局地域包括ケア推進室、障害保健福祉部障害者施設指導課、交通局自動車部管理課）

２　令和７年度第２回定期（工事）監査結果に対する措置状況

（１）高所作業時の安全対策に関する指導を適切に行うべきもの

［指摘の要旨］

水江町７００ｍｍ－１５０ｍｍ配水管及び工水３号配水支管８００ｍｍ－２００ｍｍ布設替工事は、水道管路及び工業用水道管路を移設するものである。

高所作業時の安全対策については、労働安全衛生規則（昭和４７年労

働省令第３２号）第５１９条によると、高さが２メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等（以下「囲い等」という。）を設けなければならず、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないとされている。

しかしながら、高所作業時の安全対策についてみたところ、高さが２メートル以上の箇所において、囲い等を設けていないにもかかわらず、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じていない状況が認められた。

高所作業時の施工管理に当たり、監督員は引き続き、事故の未然防止に努めるよう、受注者に対して墜落防止措置の指導を徹底されたい。

［措置内容］

指摘事項については、高所作業時における墜落防止措置等の安全対策が十分に講じられていなかったことから、研修を実施し、労働安全衛生規則等の関係法令及び墜落防止措置の徹底について周知しました。

また、併せて、受注者との工事着手時の打合せを通じて高所作業時の安全対策を徹底するため、安全管理に関する指導内容を改めて確認しました。

受注者に対しては、建設業協会との技術研修会等を通じて、本指摘事項の共有及び工事における安全管理の徹底について改めて要望するなど、注意喚起の強化を図ります。

今後は、適正な施工監理に努めます。

（工事番号８）（上下水道局水道部第１配水工事事務所水道整備課）

（２）掘削時の安全に関する指導を適切に行うべきもの

［指摘の要旨］

等々力水処理センター建設土木その３８工事は、分水施設及び返水施設の築造等を行うものである。

掘削時の安全対策については、建設工事公衆災害防止対策要綱土木工事編第４７によると、地盤の掘削においては、掘削を行う期間や地盤性状等を総合的に勘案した上で、関係法令等の定めるところにより、土留めの必要性の有無並びにその形式及び掘削方法を決定し、安全かつ確実に工事が施工できるようにしなければならないとされている。また、土留工の要否については、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）における山留めの基準に準じるものとされており、建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）第１３６条の３第４項によると、深さ１．５メートル以上の掘削を行う場合においては、地盤が崩壊するおそれがないとき、及び周辺の状況により危害防止上支障がないときを除き、山留めを設けなければならないとされている。

しかしながら、これらの工事における掘削についてみたところ、掘削の深さが１．５メートルを超えていたが、土留工による安全対策を施していない状況が認められた。

掘削時の施工管理に当たり、監督員は、事故の未然防止に努めるよう、受注者と必要な協議を行い、安全管理の徹底について指導されたい。

［措置内容］

指摘事項については、掘削の深さが１．５メートルを超えていたにもかかわらず、目視のみの安全確認で対策が十分に講じられていなかったことから、工事監査を含む研修資料を基に、職員を対象とした研修を実施し、安全管理の徹底について周知しました。

また、受注者に対しては、施工前打合せ資料に基づき確実に注意喚起及び指導を実施するとともに、建設業協会との技術研修会を通じて、本指摘事項の共有及び工事における安全管理の徹底について改めて要望するなど、注意喚起の強化を図ります。

今後は、適正な工事監督に努めます。

（工事番号３６）（上下水道局下水道部施設課）

（３）その他軽易な事項であるが改善を要するもの

ア　騒音規制法に係る受注者への指導を適切に行うべきもの

騒音規制法に係る届出が適切に行われていなかった事例

［措置内容］

指摘事項については、特定建設作業に該当する空気圧縮機を使用する作業があるにもかかわらず、騒音規制法による市長への届出が行われていなかったことから、受注者に配布する「施工前打合せ資料」に、騒音規制法に関するこれまでの記載に加え、「特定建設作業実施届出書」の手続、施工上の注意事項等の具体例を追加し改正するとともに、改正した「施工前打合せ資料」を含む資料を基に研修を行い、職員に周知徹底しました。

また、受注者に対しては、改正した「施工前打合せ資料」に基づき指導を行うとともに、建設業協会との技術研修会を通じて、本指摘事項の共有及び法令遵守の徹底について改めて要望し、注意喚起の強化を図ります。

今後は、適正な工事監督に努めます。

（工事番号２８）（上下水道局下水道部下水道管路課）

８川教庶第８９４号

令和８年９月３０日

川崎市監査委員　川　鍋　雅　裕　様

同　　川　上　善　行　様

同　　雨　笠　裕　治　様

同　　浜　田　昌　利　様

川崎市教育委員会教育長　落合 隆

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１４項の規定により、令和８年３月１８日付け８川監報第２号で報告の提出がありました令和７年度第２回定期（財務）監査・行政監査の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

１　令和７年度第２回定期（財務）監査・行政監査の結果に対する措置状況

（１）定期（財務）監査

ア　戻入未済に係る調定手続を適正に行うべきもの

［指摘の要旨］

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１５９条によると、歳出の誤払い又は過渡しとなった金額を返納させるときは、収入の手続の例により、これを当該支出した経費に戻入しなければならないとされている。また、第１６０条によると、前条の規定による戻入金で出納閉鎖後に係るものは、これを現年度の歳入としなければならないとされている。

出納閉鎖後の戻入未済についてみたところ、現年度の歳入として調定をしていなかった事例があった。

法令に基づき、戻入未済に係る調定手続を適正に行われたい。

［措置内容］

指摘事項については、戻入未済に係る調定手続を行い、納入通知書を債務者へ送付しました。

今後は、適正な債権管理事務に努めます。

（教育委員会事務局職員部給与厚生課）

イ　徴収手続を適正に行うべきもの

［指摘の要旨］

川崎市教育財産管理規則（昭和４５年川崎市教育委員会規則第９号）第１７条第３項によると、使用料の納付の方法は、川崎市財産規則第２５条の定めるところによるとされ、川崎市財産規則第２５条第１項によると、使用許可の期間が１年以内の場合にあっては、使用許可の期間の開始日から起算して３０日以内にその全額、使用許可の期間が１年を超

える場合にあっては、使用許可の期間の開始日又は年度の開始日から起算して３０日以内にその会計年度の全額を納付させなければならないとされている。

使用料の徴収手続についてみたところ、徴収手続が遅れたことにより、規則に定める期限内に納付させていなかった事例があった。

規則に基づき、徴収手続を適正に行われたい。

［措置内容］

指摘事項については、債権が発生する使用許可等を一覧化した管理帳票に徴収状況を記録することで、進捗を適切に把握するとともに、当該帳表を活用し適正な事務手続を行うよう職員に周知徹底しました。

今後は、適正な徴収事務に努めます。

（教育委員会事務局教育環境整備推進室）

ウ　督促手続を適正に行うべきもの

［指摘の要旨］

川崎市債権管理条例（平成２５年川崎市条例第４２号）第５条によると、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、督促状により期限を指定して督促しなければならないとされている。

滞納債権についてみたところ、督促状を発していなかった事例があった。

条例に基づき、督促手続を適正に行われたい。

［措置内容］

指摘事項については、対象となる債務者に督促状を発送しました。また、督促状の送付対象としてシステムから自動抽出されない債権について、手作業による督促状の発送を徹底することを事務の手順に加えました。

今後は、適正な債権管理事務に努めます。

（教育委員会事務局健康給食推進室）

エ　予算執行伺の手続を適正に行うべきもの

［指摘の要旨］

川崎市予算及び決算規則（平成７年川崎市規則第１０号）第２３条第１項によると、歳出予算を執行するときは、あらかじめ予算執行伺を作成し、決裁を受けなければならないとされている。

支出事務についてみたところ、予算執行伺の手続を行わないまま物品の納入や役務の提供等を受け、後日、日付を遡って処理していた事例があった。

規則に基づき、予算執行伺の手続を適正に行われたい。

［措置内容］

指摘事項については、改めて職員に文書供覧等による周知を行い、同様の事例が発生しないよう、予算執行伺を作成すべき案件の整理や進捗状況の確認を徹底することとしました。

今後は、適正な支出事務に努めます。

（教育委員会事務局学校教育部指導課、同支援教育課、健康給食推進室北部学校給食センター）

オ　物品購入に係る契約手続を適正に行うべきもの

［指摘の要旨］

川崎市事務分掌規則（昭和４７年川崎市規則第１９号）第３条及び川崎市事務決裁規程（昭和４１年川崎市訓令第８号）第５条第１項によると、物品の調達で定められた金額を超えるものについては原則として財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼しなければならないとされている。

物品購入に係る契約事務についてみたところ、次の事例があった。

規則等に基づき、物品購入に係る契約手続を適正に行われたい。

（ア）一括して発注すべき物品について分割して起案し、財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼せずに契約していた事例

［措置内容］

指摘事項については、職員が研修に参加し、所属内で資料の共有等を行うことで、規則の内容について周知徹底しました。

今後は、適正な契約事務に努めます。

（教育委員会事務局学校教育部指導課）

（イ）定められた金額を超える物品の調達について、財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼せずに契約していた事例

［措置内容］

指摘事項については、契約事務に係る留意点を改めて確認し、再発防止のため、規則等に基づく適正な契約手続を行うよう職員に周知徹底しました。

今後は、適正な契約事務に努めます。

（教育委員会事務局総務部庶務課、学校教育部指導課）

カ　見積合せを適正に行うべきもの

［指摘の要旨］

物品購入において随意契約によることができる場合は、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号及び川崎市契約規則（昭和３９年川崎市規則第２８号）第２４条の２により定められており、規則第２６条によると、随意契約をしようとするときは、なるべく２人以上の者から見積書を徴さなければならないとされている。また、その取扱いについては、川崎市契約規則等の一部改正に伴う事務取扱について（昭和５８年

３月３１日付け５７川総用第２４０号）により１件１０万円を超え１００万円以下の財産の買入れの場合は、原則として３者以上の見積合せによることとされている。

物品購入に関する契約事務についてみたところ、一括して発注すべき物品について分割して起案する等により、見積合せを行っていなかった事例があった。

法令等に基づき、見積合せを適正に行われたい。

［措置内容］

指摘事項については、見積合せを行う条件の確認等を行い、再発防止のため、適正な事務手続について、職員に周知徹底しました。

今後は、適正な契約事務に努めます。

（住吉小学校、井田小学校、稲田小学校、はるひ野小学校、平間中学校）

キ　所得税の源泉徴収事務を適正に行うべきもの

［指摘の要旨］

所得税法（昭和４０年法律第３３号）第１８３条第１項によると、居住者に対し国内において第２８条第１項（給与所得）に規定する給与等（以下「給与等」という。）の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月１０日までに、これを国に納付しなければならないとされている。また、所得税基本通達（昭和４５年７月１日）によると、国又は地方公共団体の各種委員会の委員に対する謝金、手当等の報酬は、原則として、給与等とするとされている。

さらに、国税通則法（昭和３７年法律第６６号）第１１９条第２項によると､源泉徴収する所得税の確定金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるとされている。

所得税の源泉徴収事務についてみたところ、次の事例があった。

法律等に基づき、所得税の源泉徴収事務を適正に行われたい。

（ア）委員報酬について給与等に該当するものの、所得税法第２０４条第１項に該当する報酬として源泉徴収を行っていた事例

［措置内容］

指摘事項については、正しい源泉徴収額を確認し、徴収額が過大となっていた対象者には還付を行い、徴収額が不足していた対象者からは追加徴収を行った上、税務署に追加納付しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（教育委員会事務局学校教育部指導課）

（イ）１円未満の端数を四捨五入で切り上げたことにより、源泉徴収額が誤っていた事例

［措置内容］

指摘事項については、正しい源泉徴収額を確認し、徴収額が過大となっていた対象者に還付を行いました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（教育委員会事務局学校教育部指導課）

ク　原油価格・物価高騰に伴う補填金の算定を適正に行うべきもの

［指摘の要旨］

指定管理者制度導入施設等における令和５年度の新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰への対応について（令和５年１１月２４日付け５川総行革第１５２号）及び指定管理者制度導入施設等における令和６年度の原油価格・物価高騰及び熱中症予防を理由とした施設利用予約のキャンセルへの対応について（令和６年１２月１６日付け６川総行革第１７９号）（以下これらを「通知」という。）によると、原油価

格・物価高騰への対応として、指定管理者制度導入施設の電気、ガス及び燃料に係る料金高騰分の一部を補填することとし、補填金の算定については、原則として電気、ガス及び燃料に係る料金の増額要素から減額要素を減算して算定するものとされている。

補填金に係る算定についてみたところ、電気料の算定に当たり、指定管理者が自動販売機の設置業者から電気代を徴収していたものの、当該徴収分を差し引かずに補填金を算定していた。

通知に基づき、補填金の算定を適正に行われたい。

［措置内容］

指摘事項については、補填金の返還に係る調定手続を行い、指定管理者から納付されたことを確認しました。また、再発防止のため、所属内会議において適正な事務手続について周知徹底しました。

今後は、適正な支出事務に努めます。

（教育委員会事務局日本民家園）

ケ　再委託に係る事務を適正に行うべきもの

［指摘の要旨］

川崎市委託契約約款によると、受注者は、業務の全部を一括して又は主要な部分を第三者に委託してはならないとされており、業務の一部（主要な部分を除く）を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ再委託者の住所、商号、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者へ提出し、その承諾を受けなければならないとされている。再委託に係る契約違反は、事故発生リスクの増大を招くことから、再委託を行う場合は、必要事項を記載した書面をあらかじめ提出させ、その妥当性について十分に確認することが求められる。

委託業務についてみたところ、受注者があらかじめ市の承諾を受けずに業務の一部を再委託していた事例があった。

約款に基づき、再委託に係る事務を適正に行われたい。

［措置内容］

指摘事項については、委託契約の受注者との打合せの際に再委託の有無について確認し､必要な手続を行うこと等を職員に周知徹底しました。

今後は、適正な契約事務に努めます。

（教育委員会事務局教育環境整備推進室、坂戸小学校）

コ　劇物の管理を適正に行うべきもの

［指摘の要旨］

毒物及び劇物取締法（昭和２５年法律第３０３号）第１２条第３項によると、毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び「毒物」又は「劇物」の文字を表示しなければならないとされている。

毒物及び劇物の管理状況についてみたところ、施錠保管されていたものの、貯蔵する場所に「医薬用外」及び「劇物」の表示をしていなかった事例があった。

法律に基づき、劇物の適正な管理を徹底されたい。

［措置内容］

指摘事項については、保管庫に必要な表示を行うとともに、再発防止のため、職員に対し、劇物の適正な管理を徹底するよう周知しました。

今後は、適正な劇物の管理に努めます。

（東菅小学校、菅小学校、井田中学校、中原中学校、橘中学校、幸高等学校全日制課程、川崎総合科学高等学校全日制課程）

サ　その他軽易な事項であるが改善を要するもの

（ア）調定手続を正確に行うべきもの

複写機利用収入について、金額を誤って調定していた事例

［措置内容］

指摘事項については、複写機利用収入の不足金額について調定手続を行い、収納を確認しました。また、再発防止のため、確認表を作成するとともに、所属内会議において適正な事務手続について周知徹底しました。

今後は、適正な収入事務に努めます。

（教育委員会事務局生涯学習部多摩図書館）

（イ）適正な会計年度区分により支出を行うべきもの

電気料等について、支出すべき年度を誤っていた事例

［措置内容］

指摘事項については、再発防止のため、改めて法令を確認するとともに、支出すべき年度については、複数人で確認することを職員に周知徹底しました。

今後は、適正な支出事務に努めます。

（教育委員会事務局健康給食推進室中部学校給食センター）

（ウ）請求書の確認を適正に行うべきもの

請求年月日の入っていない請求書に基づき支出していた事例

［措置内容］

指摘事項については、職員が研修に参加し、所属内で資料の共有等を行うことで、規則の内容について周知するとともに、請求書に請求年月日が入っていない場合には、事業者に対して請求年月日を記載した請求書の提出を促すよう周知徹底しました。

今後は、適正な支出事務に努めます。

（教育委員会事務局学校教育部指導課）

（エ）前渡金管理者口座の管理を適正に行うべきもの

ａ　対象者に支払うべき交通費が口座に残置されていた事例

［措置内容］

指摘事項については、口座に残置されていた経緯を確認し、所定の手続を経て担当者に返金しました。また、前渡金管理者口座の適正な管理と取扱いについて改めて確認を行い、職員に周知徹底しました。

今後は、適正な前渡金管理事務に努めます。

（中原中学校）

ｂ　決済用預金になっていないことにより生じた利子が口座に残置されていた事例

［措置内容］

指摘事項については、担当課に処理方法を確認の上、利子収入として収納するとともに、普通預金から決済用預金への切替えを行いました。また、前渡金管理者口座の適正な管理と取扱いについて改めて確認を行い、職員に周知徹底しました。

今後は、適正な前渡金管理事務に努めます。

（塚越中学校）

ｃ　口座開設時の入金額が残置されていた事例

［措置内容］

指摘事項については、担当課に処理方法を確認の上、雑入として収納しました。また、前渡金管理者口座に関する事務を行う職員で、適正な管理と取扱いについて改めて確認を行いました。

今後は、適正な前渡金管理事務に努めます。

（稲田中学校）

（オ）支出に関する証拠書類の取扱いを適正に行うべきもの

請求書等の日付を筆跡の消せるもので記載していた事例

［措置内容］

指摘事項については、再発防止のため、職員に対し、口頭及びメールにより周知徹底しました。

今後は、適正な支出事務に努めます。

（教育委員会事務局生涯学習部文化財課）

（カ）請書の確認を適正に行うべきもの

日付の入っていない請書を徴していた事例

［措置内容］

指摘事項については、再発防止のため、職員に対し、改めて規則を確認するとともに、請書の記載内容を複数人で確認するよう周知徹底しました。

今後は、適正な契約事務に努めます。

（教育委員会事務局健康給食推進室中部学校給食センター）

（キ）教育財産の管理に係る手続を適正に行うべきもの

既に除却した建物及び工作物が公有財産台帳に登載されたままとなっていた事例

［措置内容］

指摘事項については、建物及び工作物について財政局宛てに手続を行い、公有財産台帳に反映されたことを確認しました。

今後は、適正な教育財産の管理に努めます。

（教育委員会事務局教育環境整備推進室）

（ク）備品の管理を適正に行うべきもの

ａ　重要物品の増減について会計管理者に報告していなかった事例

［措置内容］

指摘事項については、不用の決定及び処分の決定を行った上、会計管理者に報告しました。また、再発防止のため、職員に周知徹底するとともに、管理体制を見直しました。

今後は、適正な備品の管理に努めます。

（東門前小学校）

ｂ　不用の決定及び処分の決定を行わずに廃棄していた事例

［措置内容］

指摘事項については、改めて現状を確認の上、不用の決定及び処分の決定を行いました。

今後は、適正な備品の管理に努めます。

（教育委員会事務局職員部教職員人事課、学校教育部健康教育課、健康給食推進室南部学校給食センター、総合教育センター総務室、生涯学習部宮前図書館、下作延小学校、菅小学校、菅生中学校、稲田中学校、中央支援学校）

ｃ　所在が不明となっていた事例

［措置内容］

指摘事項については、所在不明となっていた備品について廃棄済みであることが判明したため､不用の決定及び処分の決定を行いました。

今後は、適正な備品の管理に努めます。

（教育委員会事務局学校教育部指導課）

ｄ　備品整理簿に登載すべき物品を登載していなかった事例

［措置内容］

指摘事項については、物品受入の手続を行い、備品整理簿に登載しました。また、所属内において指摘事例について周知徹底しました。

今後は、適正な備品の管理に努めます。

（教育委員会事務局職員部教職員企画課、学校教育部健康教育課）

ｅ　備品整理簿に重複して登載していた事例

［措置内容］

指摘事項については、重複して登載していた備品のうち、誤って登載していた備品について不用の決定及び処分の決定を行い、重複していた状況を解消しました。

今後は、適正な備品の管理に努めます。

（教育委員会事務局教育政策室、職員部教職員人事課）

ｆ　保管換えの手続を行っていなかった事例

［措置内容］

指摘事項については、保管換えの手続を行うとともに、職員が研修に参加し、所属内で資料の共有等を行うことで、規則の内容について周知徹底しました。

今後は、適正な備品の管理に努めます。

（教育委員会事務局学校教育部指導課）

ｇ　修繕の際に物品預り書を徴していなかった事例

［措置内容］

指摘事項については、財務事務の手引や規則を確認し、適正な事務処理を徹底するよう周知しました。

今後は、適正な備品の管理に努めます。

（教育委員会事務局総合教育センター総務室、白鳥中学校）

（ケ）消耗品の管理を適正に行うべきもの

ａ　物品交付請求手続を行っていなかったこと等により、消耗品出　納簿と実際の数量が一致していなかった事例

［措置内容］

指摘事項については、消耗品出納簿と実際の数量が一致するよう所定の手続を行いました。また、再発防止のため、今回の指摘事例について所属内に周知徹底しました。

今後は、適正な消耗品の管理に努めます。

（教育委員会事務局学校教育部指導課、生涯学習部文化財課、同宮前図書館、中原中学校、菅生中学校、橘高等学校全日制課程、中央支援学校）

ｂ　消耗品出納簿に登載すべき物品を登載していなかった事例

［措置内容］

指摘事項については、登載すべき物品で在庫があるものについて、消耗品出納簿に登載しました。また、適正な事務処理を行うよう職員に周知徹底しました。

今後は、適正な消耗品の管理に努めます。

（教育委員会事務局学校教育部指導課、同支援教育課、新町小学校、下河原小学校、今井小学校、宮内小学校、大戸小学校、子母口小学校、高津小学校、久末小学校、南野川小学校、宮崎小学校、向丘小学校、白幡台小学校、稗原小学校、土橋小学校、登戸小学校、三田小学校、柿生小学校、京町中学校、東高津中学校、野川中学校、平中学校、菅生中学校、長沢中学校、柿生中学校、川崎高等学校全日制課程、川崎高等学校定時制課程、幸高等学校全日制課程、川崎総合科学高等学校全日制課程、川崎総合科学高等学校定時制課程、橘高等学校全日制課程、高津高等学校全日制課程）

（コ）特定計量器を適正に更新すべきもの

計量に使用している特定計量器を検定証印等の有効期間経過後に更新していた事例

［措置内容］

指摘事項については、法律に基づき適正に更新に係る事務処理を行うよう、職員に周知徹底しました。

今後は、適正な特定計量器の更新に努めます。

（教育委員会事務局教育環境整備推進室）

（２）行政監査

ア　情報管理に関する事務

（ア）契約書に個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項を添付すべきもの

［指摘の要旨］

川崎市情報セキュリティ基準（平成１４年９月２日付け１４川総シ企第１２３号）第１３版（以下「セキュリティ基準」という。）第２章９（１）イによると、個人情報を取り扱う業務を委託する場合には、「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」（以下「特記事項」という。）を添付するとされている。

なお、特記事項を添付する「委託」とは、契約の形態・種類を問わず、本市が他の者に個人情報の取扱いを行わせることをいうとされている。

個人情報を取り扱う委託業務についてみたところ、契約書に特記事項が添付されていなかった事例があった。

セキュリティ基準第１２章４（１）に基づく自己点検を実施する際に、個々の委託業務においてセキュリティ基準を遵守していることを確認すること等により、個人情報を取り扱う委託業務に関する事務を適正に行われたい。

［措置内容］

指摘事項については、書類の添付漏れがないよう手引きにのっとり適正な事務処理を行うとともに、管理職や職員と進捗状況の共有と引継ぎを徹底し、複数人による確認体制を強化し再発防止策を講じました。

今後は、同様の事例が発生しないよう徹底を図り、適正な事務執行に努めます。

（麻生中学校）

（イ）特定個人情報の取扱いに関する特記仕様書に基づく事務を適正に行うべきもの

［指摘の要旨］

セキュリティ基準第２章９（１）ウによると、特定個人情報を取り扱う業務を委託する場合には、契約書に特定個人情報の取扱いに関する特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）を添付することとされている。契約書に添付されていた特記仕様書によると、受注者は、特定個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者、並びに発注者の認める範囲において特定個人情報を取り扱う場所を定め、書面により発注者に報告しなければならないとされている。また、発注者は、委託業務に係る特定個人情報の取扱いについて、契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者に対して、監査又は検査を行うものとするとされている。

特定個人情報を取り扱う委託業務についてみたところ、次の事例があった。

特記仕様書に定められた書面による報告をさせ、監査又は検査を行い、その結果を書面で確認できるようにし、特定個人情報の安全管理を図られたい。

ａ　特定個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者の書面に

よる報告がされていなかった事例

［措置内容］

指摘事項については、「特定個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者報告書」を受領しました。また、課内で共有等を行うことで、特定個人情報の取扱いに関して職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（教育委員会事務局学校教育部指導課）

b　特定個人情報を取り扱う場所の書面による報告がされていなかった事例

［措置内容］

指摘事項については、「特定個人情報を取り扱う場所の報告書」を受領しました。また、課内で共有等を行うことで、特定個人情報の取扱いに関して職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（教育委員会事務局学校教育部指導課）

c　委託先に対して、監査又は検査を行ったことが書面で確認できなかった事例

［措置内容］

指摘事項については、委託先における特定個人情報の取扱い状況等に関する調査を行い、その結果を書面で確認できるようにしました。

また、課内で共有等を行うことで、特定個人情報の取扱いに関して職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（教育委員会事務局学校教育部指導課、同支援教育課）

（ウ）機密保持等に関する事務を適正に行うべきもの

［指摘の要旨］

セキュリティ基準第２章９（１）オによると、委託業務で機密性区分Ｉの情報を取り扱う場合は、委託事業者の責任者や作業者から機密保持等に関する誓約書（以下「誓約書」という。）を提出させるとされている。また、セキュリティ基準第２章９（１）ウによると、特定個人情報を取り扱う業務を委託する場合には、特記仕様書を添付することとされており、契約書に添付されていた特記仕様書によると、作業責任者及び作業従事者から秘密保持に関する誓約書を提出させるとされている。

機密性区分Ｉの情報を取り扱う委託業務についてみたところ、誓約書（特記仕様書を契約書に添付している特定個人情報を取り扱う委託業務については、特定個人情報の取扱いに関する秘密保持の誓約書を含む）を提出させていなかった事例があった。

セキュリティ基準第１２章４（１）に基づく自己点検を実施する際に、個々の委託業務においてセキュリティ基準を遵守していることを確認すること等により、機密保持等に関する事務を適正に行われたい。

［措置内容］

指摘事項については、委託先から秘密保持等に関する誓約書を受領し、委託業務においてセキュリティ基準を遵守していることを確認しました。また再発防止のため、機密保持等に関する事務について職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（教育委員会事務局地域教育推進室、職員部教職員人事課、学校教育部指導課、同支援教育課）

（エ）情報の貸与に関する事務を適正に行うべきもの

［指摘の要旨］

セキュリティ基準第２章９（２）オによると、委託事業者に機密性区分Ⅰ又はⅡの情報を貸与する場合は、受渡票等の書類により行うとされている。

委託事業者に機密性区分Ⅰ又はⅡの情報を貸与する委託業務についてみたところ､受渡票等の書類が用いられていなかった事例があった。

受渡票等の書類を適正に用い、保管するとともに、セキュリティ基準第１２章４（１）に基づく自己点検を実施する際に、個々の委託業務においてセキュリティ基準を遵守していることを確認すること等により、情報の貸与に関する事務を適正に行われたい。

［措置内容］

指摘事項については、受渡票等により情報の貸与を行い、セキュリティ基準に基づく適正な事務処理を行うよう職員に周知徹底しました。

今後は、適正な情報貸与事務の執行に努めます。

（教育委員会事務局学校教育部指導課、同健康教育課、健康給食推進室北部学校給食センター、生涯学習部生涯学習推進課）

（オ）情報の返却又は廃棄の確認に関する事務を適正に行うべきもの

［指摘の要旨］

セキュリティ基準第２章９（２）カによると、委託事業者が受託業務に関し、機密性区分Ⅰ又はⅡの情報を保有している場合は、委託業務の終了後速やかに市に返却又は廃棄させなければならず、また、複写及び複製をしていないことを確認し、確実に返却又は廃棄されたことを書面により確認するとされている。

委託事業者が受託業務に関し、保有している機密性区分Ⅰ又はⅡの情報の管理についてみたところ、委託業務の終了後に、確実に返却又

は廃棄されたことを書面により確認していなかった事例があった。

セキュリティ基準第１２章４（１）に基づき、情報資産の管理について自己点検を実施する際に、個々の委託業務においてセキュリティ基準を遵守していることを確認すること等により、情報の返却又は廃棄の確認に関する事務を適正に行われたい。

［措置内容］

指摘事項については、情報の返却又は廃棄について書面による記録で確認することとし、セキュリティ基準に基づく適正な事務処理を行うよう職員に周知徹底しました。

今後は、適正な情報貸与事務の執行に努めます。

（教育委員会事務局総務部学事課、地域教育推進室、学校教育部指導課、同支援教育課、健康給食推進室、生涯学習部生涯学習推進課、総合教育センター総務室）

（カ）ＵＳＢメモリの利用記録を適正に作成すべきもの

［指摘の要旨］

セキュリティ基準第４章４（１）サによると、機密性、完全性、可用性の区分に関わらず、ＵＳＢメモリを利用する場合は、利用記録を作成し、貸出返却を確実に行うとされている。

ＵＳＢメモリの利用記録の作成状況についてみたところ、利用記録が作成されていなかった事例があった。

ＵＳＢメモリは、紛失等の危険性が高いことから、セキュリティ基準に基づき、ＵＳＢメモリの利用記録の作成を徹底されたい。

［措置内容］

指摘事項については、ＵＳＢメモリの利用記録漏れがないよう利用記録簿を整備し、ＵＳＢメモリを使用する場合は管理簿に記録し貸出

返却を確実に行うよう、職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（教育委員会事務局職員部教職員人事課、学校教育部健康教育課、生涯学習部生涯学習推進課、同川崎図書館、同川崎図書館大師分館、同川崎図書館田島分館、同幸図書館、同幸図書館日吉分館、同中原図書館、総合教育センター特別支援教育センター、同教育相談センター）

（キ）保有個人情報を目的外提供する場合の安全確保措置を適正に行うべきもの

［指摘の要旨］

川崎市職員の保有個人情報等の取扱い等に関する規則（平成１７年川崎市規則第７２号）第１６条第１項第２号によると、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第６９条第１項又は第２項の規定により、利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合には、保有個人情報等管理責任者は、提供先に対して個人情報の安全を確保する措置を要求するとされている。

個人情報の保護に関する法律に基づく利用目的以外の目的の保有個人情報の提供をみたところ、提供先に対して個人情報の安全を確保する措置を要求していなかった事例があった。

規則に基づき、安全確保措置を適正に行われたい。

［措置内容］

指摘事項については、保有個人情報の提供先に対し、個人情報の安全を確保するよう依頼するとともに、川崎市職員の保有個人情報等の取扱い等に関する規則に基づく適正な事務処理を行うよう職員に周知徹底しました。

今後は、適正な保有個人情報の管理に努めます。

（教育委員会事務局学校教育部支援教育課）

（ク）川崎市学校情報セキュリティ対策基準に基づく情報セキュリティ委員会の開催に関する事務を適正に行うべきもの

［指摘の要旨］

川崎市学校情報セキュリティ対策基準（平成２４年１２月２８日付け２４川教総セ第１０６０号。以下「学校セキュリティ対策基準」という。）第１０章３によると、情報セキュリティ委員会は、情報セキュリティ監査及び自己点検の結果並びに情報セキュリティに関する状況の変化等をふまえ、情報セキュリティポリシー及び関係規程等について毎年度及び重大な変化が発生した場合に評価を行い、必要があると認めた場合、改善を行うものとするとされている。

情報セキュリティ委員会の開催状況をみたところ、令和６年度において情報セキュリティ委員会が開催されていなかった事例があった。

学校セキュリティ対策基準に基づく情報セキュリティ委員会の開催に関する事務を適正に行われたい。

［措置内容］

指摘事項については、情報セキュリティ委員会運営要綱を整備した上、令和７年第１回情報セキュリティ委員会を開催しました。また、当該運営要綱について、文書回覧により職員に周知徹底しました。

今後は、適正に情報セキュリティ委員会を開催いたします。

（教育委員会事務局総合教育センター情報・視聴覚センター）

イ　庁用自動車等の管理に関する事務

（ア）運転前点呼において運転免許証の確認を行うべきもの

［指摘の要旨］

道路交通法(昭和３５年法律第１０５号)第７５条第１項によると、

自動車の使用者（安全運転管理者等その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。）は、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、運転免許を受けている者以外の者が運転することを命じ、又は容認してはならないとされている。

また､川崎市庁用自動車管理規則(平成１５年川崎市規則第２０号)第７条第３項によると、安全運転管理員は、安全運転管理者の職務に準ずる職務を行うとされている。

庁用自動車の点呼における運転免許証の確認状況をみたところ、安全運転管理員が運転者に対し、運転前に運転免許証の確認（運転免許証の携帯の有無と有効期限の確認)を行っていなかった事例があった。

運転前点呼において運転免許証の確認を適正に行われたい。

［措置内容］

公用車の運行に際しては、「総務企画局庁舎管理課の庁用自動車の運転手等の点呼運用マニュアル」に基づき、安全運転管理員が運転者に対し、運転前に運転免許証の確認を行うよう、所内打合せ時に職員に周知徹底しました。

今後は、川崎市庁用自動車管理規則に基づき、適正な事務及び管理に努めます。

（教育委員会事務局健康給食推進室北部学校給食センター）

（イ）運転後点呼におけるアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認を行うべきもの

［指摘の要旨］

道路交通法施行規則（昭和３５年総理府令第６０号）第９条の１０第６号によると、安全運転管理者の業務として、運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、当

該運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて確認を行うことが定められている。

また、川崎市庁用自動車管理規則第７条第３項によると、安全運転管理員は、安全運転管理者の職務に準ずる職務を行うとされている。

庁用自動車の点呼における酒気帯びの有無の確認状況をみたところ、安全運転管理員が運転後にアルコール検知器を使用して酒気帯びの有無を確認していなかった事例があった。

運転後点呼においてアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認を適正に行われたい。

［措置内容］

公用車の運行に際しては、「総務企画局庁舎管理課の庁用自動車の運転手等の点呼運用マニュアル」に基づき、安全運転管理員が運転者に対し、運転後点呼時にアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認と、自動車運転記録簿へ記録するよう、所内打合せ時に職員に周知徹底しました。

今後は、川崎市庁用自動車管理規則に基づき、適正な事務及び管理に努めます。

（教育委員会事務局健康給食推進室北部学校給食センター）

（ウ）庁用自動車の使用の本拠の位置の変更を適正に行うべきもの

［指摘の要旨］

道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第６７条第１項によると、自動車の使用者は、自動車検査証記録事項について変更があったときは、その事由があった日から１５日以内に、当該変更について、国土交通大臣が行う自動車検査証の変更記録を受けなければならないとされている。

自動車検査証等をみたところ、庁用自動車の配置換えをしたにもかかわらず、自動車検査証記載事項のうち使用の本拠の位置について、法律で定められた期限までに変更記録を受けていなかった事例があった。

法律に基づき、庁用自動車の使用の本拠の位置の変更に関する事務を適正に行われたい。

［措置内容］

指摘事項については、道路運送車両法に基づき、庁用自動車の使用の本拠の位置の変更に関する手続きを行いました。また、再発防止のため、担当職員が法令等の再確認を行うとともに、職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（教育委員会事務局日本民家園）

（エ）庁用自動車の保管場所の位置の変更の届出を適正に行うべきもの

［指摘の要旨］

自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和３７年法律第１４５号）第７条第１項によると、自動車の保有者は、保管場所の位置を変更したときは、変更した日から１５日以内に、変更後の保管場所の位置を管轄する警察署長に、当該自動車の変更後の保管場所の位置等を届け出なければならないとされている。

庁用自動車の保管状況についてみたところ、庁用自動車の配置換えをしたにもかかわらず、保管場所の位置の変更の届出を法律で定められた期限までに行っていなかった事例があった。

法律に基づき、保管場所の位置の変更に関する事務を適正に行われたい。

［措置内容］

指摘事項については、自動車の保管場所の確保等に関する法律に基づき、庁用自動車の保管場所の位置の変更に関する手続きを行いました。

また、再発防止のため、担当職員が法令等の再確認を行うとともに、職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（教育委員会事務局日本民家園）